

臨海副都心における脱炭素技術を活用した
アーバンファーミング事業

公募要領

令和8年10月

東京都港湾局

目次

1. 事業概要	2
(1) 背景・目的	2
(2) 実施スキーム	2
(3) 応募概要	2
(4) 採択件数	2
2. 事業内容	3
(1) 事業内容	3
(2) 事業期間	6
(3) 報告書の作成	6
(4) 事業に対する支援	6
(5) 安全面での配慮	7
(6) 役割分担の考え方	8
3. 応募資格	9
4. 応募方法	10
(1) 提出書類	10
(2) 提出期間	10
(3) 提出方法	10
5. 運営事業者の選定	11
(1) 選定方法	11
(2) 選定スケジュール	11
(3) 評価基準	11
6. 留意点等	12
7. 問合せ	13
8. 支援事業者の企業情報	13

1. 事業概要

(1) 背景・目的

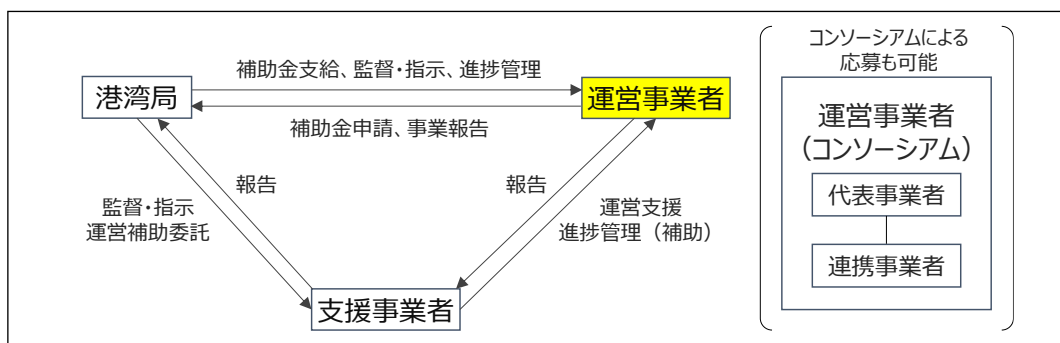
東京都港湾局は、「臨海副都心カーボンニュートラル戦略」に基づき、脱炭素化の取組を通じた臨海副都心のブランド・魅力向上を目指しています。本戦略に基づく取組として、グリーン水素を活用した臨海副都心の脱炭素化に資する共同研究（令和5年度～）、共同溝を活用した水素配管技術の研究開発（令和5年度～）、Airソーラーを用いた建材一体型太陽光発電の実装検証（令和7年度）など、臨海副都心において様々な取組を進めてきました。

また、東京都では、「東京ベイ e S Gプロジェクト Version 2.0」において、環境・GXを戦略の柱に掲げ、具体的な取組として臨海部の都市空間を活用したアーバンファーマング（都市部で野菜や果実を育てる活動）を推進することとしています。

そこで、臨海副都心で培った脱炭素技術により、まちの魅力を高める新たな取組として、再生可能エネルギーやグリーン水素を活用し農業用ハウスで野菜や果実を栽培するファーム（以下「ファーム」という。）を構築・運営するとともに、生産品の活用等を通じて臨海副都心の賑わい創出に取り組む事業者を公募します。

(2) 実施スキーム

事業の運営事業者は、以下に掲げるスキームイメージにのっとり、事業を実施します。



(3) 応募概要

本要領「2. 事業内容」に沿って、脱炭素技術を活用したファームの設計・施工・運営と生産品の有効活用を行う運営事業者を募集・選定します。応募に当たっては、本要領「3. 応募資格」を全て満たす必要があります。また、複数事業者によるコンソーシアムでの応募も可とします。コンソーシアムの詳細は「3. 応募資格」を参照してください。

応募を希望するものは、応募に先立ち参加申込書（様式2）を提出してください。様式2の提出期限及び提出方法は「4. 応募方法」に示しています。

(4) 採択件数

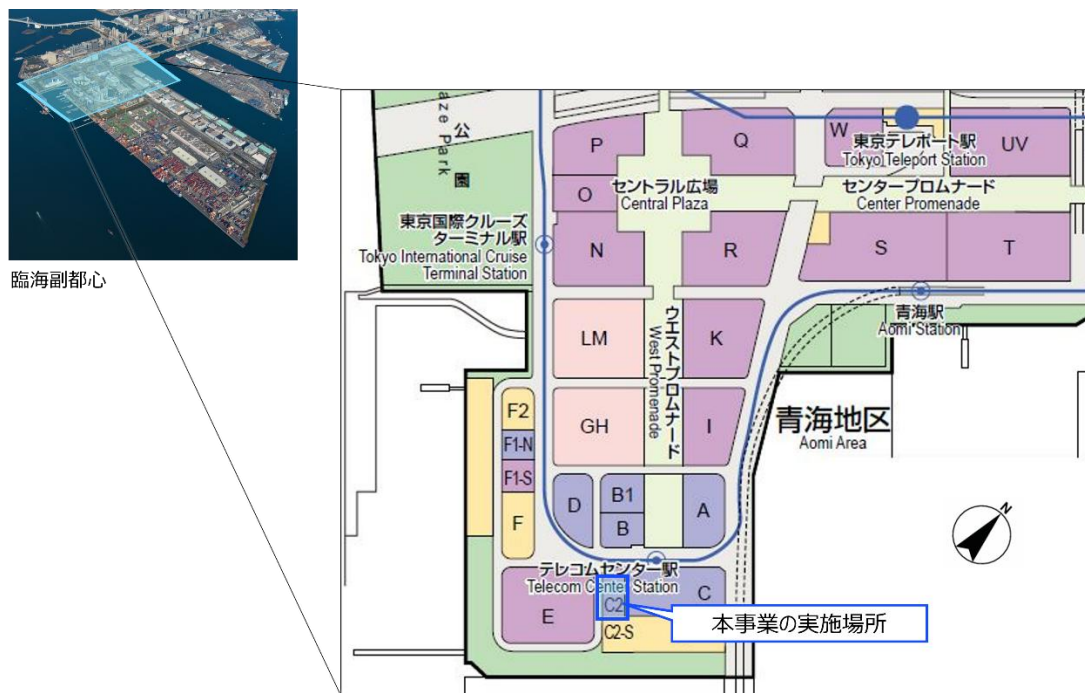
1件を予定しています。

2. 事業内容

(1) 事業内容

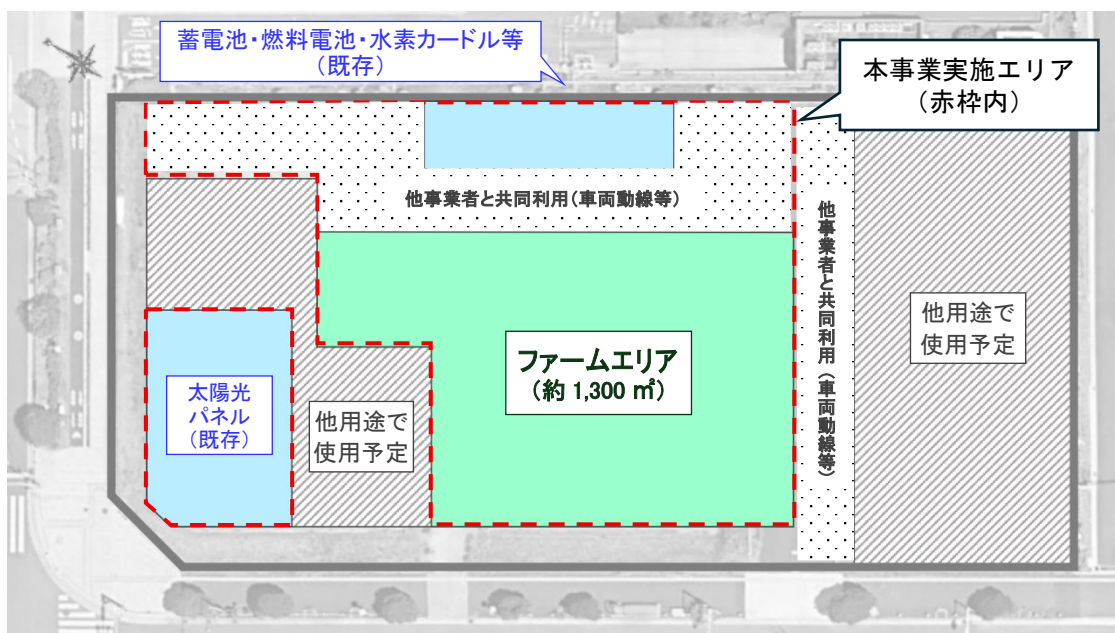
ア 実施場所

東京都江東区青海二丁目 臨海副都心青海地区 C2 区画（場所は下図を参照）



イ C2 区画内の配置イメージ

C2 区画内でのファーム及びその他設備の配置イメージは下図のとおりです。具体的な配置は、応募内容に基づき、採択後に都と事業者で協議の上、詳細を調整することとします。運営事業者は、本事業の実施期間において当該区画を無償で使用することができます。



ウ 実施場所の現状等

(ア) 再エネ等関連設備

現状、実施場所に設置されている主要設備は次のとおりです。以下設備を活用したファーム構築について提案してください。これらの設備については東京都港湾局が保有し、運営事業者に無償で貸し付けることとします。これら設備の維持管理等に関する取決めについては、「臨海副都心における脱炭素技術を活用したアーバンファーム事業 共同事業実施に関する協定書（案）」（以下「協定書（案）」という。）を御確認ください。

主要設備	メーカー等	設備容量等	備考
Si 太陽光パネル	リープトンエナジー	24.8kw	パネル数：54 枚 変換効率：21.2% サイズ：2kg、W 1,909×H 1,134×D 30 品番：LP182*182-M-60-MH-460W
蓄電池	GS ユアサ	265.3kw	4,810kg（収納コンテナ 2,760kg、蓄電池 2,050kg（PCS:650kg、自立運転出力盤:300kg、切替盤:600 kg、蓄電池:50kg））
燃料電池	トヨタエナジーソリューションズ	50kw	冷却装置はラジエーター・冷却水で構成
水素カードル	巴商会	300N m ³ ×1 個	減圧弁、防爆環境含む
エネルギー マネジメント システム	九南	一式	太陽光発電設備、蓄電池、水素カードル、燃料電池を監視・制御 ※貸付を受けず、新規調達も可とする。
付帯配管設備 及び電気設備	—	一式	各機器を接続する配管設備・電気設備・分電盤を含む

(イ) グリーン水素の供給

以下供給元から調達するグリーン水素を活用したファーム運営について提案してください。

グリーン水素は、東京都が進める臨海副都心のカーボンニュートラル化に向けた取組であることから一定量を提供します。

なお、供給元から実施場所へのグリーン水素の運搬は運営事業者にて実施いただきます。調達量は選定後に運営事業者と供給元で協議していただきます。

供給元の設備等仕様については、以下 URL から確認してください。

(<https://keihinjima-h2.metro.tokyo.lg.jp/facility/>)

対象	供給元
水素	東京都京浜島グリーン水素製造所（東京都大田区京浜島 3-5-1）

(ウ) インフラ

現状、実施場所に設置されているインフラは以下のとおりです。これらの維持管理は東京都の費用負担により実施する予定ですが、詳細は協定書（案）を御確認ください。各種インフラとファームとの接続に係る手続等は運営事業者にて実施いただき、その費用や利用料は運営事業者負担いただきます。

項目	提供元	備考
上水	東京都水道局	C2 区画敷地内に上水供給管あり 口径 φ 25mm を分岐利用
排水（雨水）	東京都下水道局	C2 区画敷地内に雨水配管あり 配管径 φ 100 及び φ 50 の 2 条
排水（下水）	東京都下水道局	C2 区画敷地内に下水配管あり 配管径 φ 100 及び φ 150 の 2 条
再エネ系統配線	—	C2 区画敷地内に電気設備間のケーブルあり

なお、実施場所への系統電力の引込みが必要な場合は、東京都及び C2 区画内の本事業の隣接地で別途事業を行う事業者と協議・調整の上、本事業に必要な引込工事等は運営事業者の費用負担により行い、新たに整備・構築される設備は運営事業者の責任と費用負担のもと維持管理していただきます。

エ 運営事業者の実施事項

事業期間における運営事業者による取組として以下の事項を求めます。

項目	内容
1 ファームの構築・運営	○ 事業実施エリアとして運営事業者が使用可能なエリアは「2. (1) イ C2 区画内の配置イメージ」に示すとおり。本エリア内で「2. (1) ウ 実施場所の現状等」に示す設備の利用やインフラ仕様（電力、上下水等）を前提としたファームの設計・施工・運営を行う。 ○ ファームの仕様は農業用ハウスを想定する。 ○ ファームに隣接した場所に管理運営のための施設を整備する。
2 脱炭素技術の活用	○ 「2. (1) ウ 実施場所の現状等」に示す太陽光発電設備、蓄電池、燃料電池等を活用し、再生可能エネルギーやグリーン水素によるファーム運営を行う。 ○ 水素については、水素供給元から水素を調達・輸送し、燃料電池で活用する。 ○ 太陽光発電、蓄電池、燃料電池等の運用最適化のためのエネルギーマネジメントシステムの運用を行う。
3 生産品の活用	○ ファームで生産された生産品を販売・流通させるなど有効活用する。
4 技術的検証	○ 生産量、エネルギー消費量、CO₂ 排出削減量等の定量的なデータの収集・分析を行う。
5 事業性評価と面的展開に向けた分析	○ 本取組の事業性評価を行うとともに、面的展開に向けた課題等の分析・整理を行う。
6 臨海副都心の賑わい創出	○ 臨海副都心の進出事業者等と連携した企画や生産品の臨海副都心内での販売・提供などを企画・実行する。 ○ ファームの運営段階において、視察対応を行う。なお、視察の頻度・時期等は東京都港湾局、運営事業者、支援事業者で協議・調整する。

(2) 事業期間

事業期間は令和 8（2026）年度から令和 15（2023）年度末までを予定します（ファーム及び関連設備等の整備に向けた準備から撤去・原状回復までを含む。）。ただし、令和 16（2024）年度以降も、2 年程度を目安として事業を延長することができるものとします。この場合、東京都及び運営事業者との協議の上、書面手続により 1 年度ごとに延長の可否を決定することとします。ただし、延長期間を含めた事業実施を完全に保証するものではありません。事業終了後は、原則として、設置した設備の撤去及び原状回復をしていただきます。

(3) 報告書の作成

運営事業者には、年度ごとに当該年度の実施内容・成果等を取りまとめた成果報告書を提出いただきます。成果報告書では、【運営事業者の実施事項】に関して、提案書における計画を基に、各年度の実績・成果・今後の課題等について定性的・定量的に整理いただきます。成果報告書は、各年度の 3 月上旬までに当該年度の内容を作成・提出いただく予定です。

(4) 事業に対する支援

事業の実施費用として、①中小企業(※)が応募する場合又は中小企業を含むコンソーシアムが応募する場合は補助対象経費の 1/2、②中小企業及び東京臨海副都心まちづくり協議会の会員（正会員、特別会員）を含むコンソーシアムが応募する場合は補助対象経費の 2/3 の補助金を支給します。補助金の上限額は 1 億円とし、上記①②のうち、より高い補助率を適用します。

なお、コンソーシアムで応募する場合、コンソーシアムの代表事業者が中小企業であることは補助金交付の要件ではありませんが、補助金の交付対象は中小企業に限られます。詳細は「臨海副都心における脱炭素技術を活用したアーバンファーマーミング事業補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）を御確認ください。

※中小企業基本法に定める中小企業の定義に該当する事業者を対象とします（以下表）。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

※ただし、次のいずれかに該当する中小企業は除きます（本事業における大企業とは、常時雇用する従業員数が2,000人を超える事業者とします。）。

- ① 同一の大企業が、株式を 1/2 以上所有している。
- ② 複数の大企業が、株式を 2/3 以上所有している。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 1/2 以上を占めている。
- ④ ①～③に該当する企業が、株式の全てを所有している。
- ⑤ ①～③に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の全てを占めている。

（補助対象経費となる費用）

設計・施工費	• 土木・建築工事費及びこれらに付帯する電気工事等を行う費用
機械・設備等費	• 機械装置・その他備品の製作、購入及びそれらの借用に要する費用
外注・委託費	• 設計・施工、機械・設備等の構築、製作等を行う際に、運営事業者で直接実施することが困難、又は適当でないものについて、外部の事業者等へ委託する場合に要する費用

（補助対象経費とならない費用の例）

- 施設の運営に必要な各種費用（人件費、電気料金、上下水道料金、燃料費等）
- データ収集・分析に必要な費用
- 生產品の活用に係る経費（初期費用は補助対象として認める場合もあります。）
- 賑わい創出活動の企画・実行に必要な経費（同上）
- 構築した施設・設備の撤去、廃棄、原状回復費用

補助金は、補助金交付要綱に基づき、事業の実績報告書等の必要書類の提出後、東京都による審査を経て支払う予定です。なお、事業の遅延等により、補助金交付申請時に提出された実施内容を満たすことができない場合は、補助金の支払額を変更する場合があります。

補助金により構築した構築物（財産）については、東京都補助金等交付規則の遵守を前提としつつ、事業終了後も臨海副都心地域内での最大限の活用に努めてください。運営事業者自身の活用が最も望まれますが、臨海副都心地域内の事業者への引継ぎも可能とします。

補助金の交付について、詳細は補助金交付要綱を御確認ください。

（5）安全面での配慮

使用及び構築する施設・設備・機材等は、安全が十分に検証かつ保証されたものとするを前提とし、事業で使用するに当たっては、安全面への配慮について、次に掲げる全ての事項を遵守することが必要です。

- ア 事業開始前に、安全対策について実施場所の所管部署・関係者等と調整を行い、必要な安全対策を実施すること。事業実施中に、実施場所に関係者から立会いの要望や問合せがあった場合には、迅速に対応すること。
- イ 事業開始後、実施場所の所管部署・関係者等から追加の安全対策を求められた場合は、当該所管部署等と協議の上、必要な対策を講じること。
- ウ 他の事業運営の支障とならないよう留意すること。
- エ その他、事業の安全な実施のために調整が必要な事項が生じた場合、又は公募要領に定めのない事項については、実施場所の所管部署・関係者等や支援事業者等と協議の上、対応すること。

(6) 役割分担の考え方

本事業における東京都と運営事業者との役割分担・責任分担については、協定書（案）を御確認ください。

運営事業者と支援事業者の役割分担については、以下のとおりです。

段階	運営事業者	支援事業者
公募選定 (R8)	・応募資料作成等	・公募受付 ・選定委員会の準備・運営
準備 (R8～)	・建築確認申請等の行政手続や インフラ利用に向けた各種手続 ・事業の進捗状況の報告	・臨海副都心における脱炭素技術を活用した アーバンファーマーミングに係る会議の立ち上げ準備 ・事業の進捗状況のモニタリング及び東京都 への報告
設計・施工 運営 (R9～)	・上記「2(1)エ 運営事業者の実施事項」に示す各種取組 ・施設設備の設計・調達・施工 ・事業の進捗状況の報告	・臨海副都心における脱炭素技術を活用した アーバンファーマーミング事業に係る会議の立ち上げ・運営 ・上記「2(1)エ 運営事業者の実施事項」に示す各種取組への支援 ・事業の進捗状況のモニタリング及び東京都 への報告

3. 応募資格

応募者は次に掲げる全ての事項を満たす事業者であることとします。

- (1) 日本国内に拠点を有していること。
- (2) 事業を予定の期間内に完了できる能力を有していること。
- (3) 事業期間中は、事業の実施に関し、国や他自治体（東京都の他部署を含む。）から同一の目的、実施内容、及び対象経費に関して委託や助成を受けておらず、今後も受けない予定であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。
- (8) 法令等若しくは公序良俗に反していないこと又は反するおそれがないこと。
- (9) 東京都からの指名停止措置を受けている者でないこと。
- (10) 税金の滞納をしていないこと。
- (11) 過去の業務その他の事情において、東京都が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。
- (12) 脱炭素技術を活用したファームの設計・施工・運営及び生產品の販売・流通・消費・活用等が可能な体制を持つ事業者又はコンソーシアムであること。

コンソーシアムを組成して本事業に応募する場合、以下の事項を満たしてください。

- コンソーシアムは代表事業者と 1 社又は複数社の連携事業者で構成すること。
- 企画提案書にコンソーシアムとしての応募であること並びに各事業者の役割分担及び連携内容を明記し、各事業者が共同して事業を遂行すること。
- コンソーシアムの代表事業者及び連携事業者のいずれも上記(1)～(12)の事項を満たすこと。
- 採択後、別途東京都の指定する期日までに、代表事業者及び連携事業者の役割分担等を規定したコンソーシアム協定書（様式自由）を各社押印の上、提出すること。

4. 応募方法

(1) 提出書類

以下の提出書類の様式は東京都港湾局のホームページ

(<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/rinkai/cn-/jigyoushakoubo>) からダウンロードできます。

ア 質問票（様式１）

事業全般、公募要領、提出書類等に関して質問がある場合は「7. 問合せ」を参照し、質問票（様式１）を提出してください。企画提案に当たり公募要領等で開示されている情報以外に必要な情報がある場合も、質問票を提出してください。

イ 参加申込書（様式２）

企画提案書の提出を予定されている方は下記の提出期間に本様式を提出してください。

ウ 企画提案書（様式３）

エ 応募に係る誓約書（様式４）

事業の実施に当たり、「2.（6）役割分担の考え方」に示す役割分担により東京都と支援事業者とともに本事業を推進するため、誓約書を提出してください。

オ 資格要件等確認書類

以下の（ア）～（エ）の各書類を提出してください。コンソーシアムで応募する場合は、代表事業者及び連携事業者それぞれについて提出してください。

（ア）会社概要（資本金、従業員数が分かるもの）

（イ）直近２期分の決算書

（ウ）直近２期分の確定申告書（法人税申告書）

（エ）東京臨海副都心まちづくり協議会の会員が代表事業者又は連携事業者として応募する場合は、会員であることが分かる書類（HP 写し等）

(2) 提出期間

書類名	提出期間・備考
質問票（様式１）	2026年10月8日（木曜日）～2026年10月23日（金曜日）正午 ※回答予定：2026年10月30日（金曜日）まで（目途）
参加申込書（様式２）	2026年10月8日（木曜日）～2026年10月23日（金曜日）正午
企画提案書（様式３） 応募に係る誓約書（様式４） 資格要件等確認書類	2026年10月8日（木曜日）～2026年11月20日（金曜日）

(3) 提出方法

電子メールにより提出してください。持込、郵送は受け付けません。

- 提出先：PwC アドバイザリー合同会社
- メールアドレス：jp_adv_urban_farming@pwc.com
- 件名：【臨海副都心アーバンファーマリング事業】企画提案書提出：貴事業者名

5. 運営事業者の選定

(1) 選定方法

応募書類の内容及び企画提案書に基づき実施するプレゼンテーションを踏まえた審査により、運営事業者を選定します。

(2) 選定スケジュール

プレゼンテーション審査	2026 年 12 月上旬予定 ※日程・会場・発表時間等の詳細は、対象事業者に別途お知らせします。
結果発表	2026 年 12 月中旬予定

(3) 評価基準

事業の審査・選定に当たっては、主に以下の評価基準に基づき、総合的に評価を行います。

評価項目	評価の視点	配点
1 東京都が描くビジョンとの整合性	事業目的は、臨海副都心カーボンニュートラル戦略等、都の計画を踏まえたものであり、都の示す本事業の背景・目的と合致した内容になっているか	15 点
	事業目的と提案する取組との関連性が明確であり、提案全体として一貫性があるか	
2 脱炭素技術を活用した事業モデル	事業計画（収支試算表）は、収支の内容が適切に見込まれるとともに、事業実施上のリスクが考慮された、合理的かつ妥当なものとなっているか	35 点
	太陽光発電、蓄電池、燃料電池等の統合的な運用方法（エネルギーマネジメント）が具体的に示されており、脱炭素技術を活用する本事業の特徴を活かした内容となっているか	
	生製品の販売先、販売手法及び流通に関する計画は具体的かつ実現可能性が高いものであり、事業性の向上に資する内容となっているか	
	事業モデルの検証・改善に向けた検証項目と検証方法は適切か	
3 臨海副都心の賑わい創出	臨海副都心における賑わい創出に関する取組は、具体的かつ臨海副都心の魅力向上に資する内容となっているか	25 点
	臨海副都心の進出事業者との連携に関する方針及び構想が示されているか	
4 実施体制等	事業スケジュールが具体的かつ現実的で、マイルストーンが適切に設定されているか	25 点
	事業期間を通じて安定的かつ継続的に事業を実施可能な体制及び経営基盤を有しているか	
	ファームの設計・施工・運営から生製品の販売・流通・活用まで、一連の事業を円滑に実施するために必要な知見や実績を有し、各主体の役割分担が明確となっているか	
評価点合計		100 点

6. 留意点等

- (1) 採択後における、運営事業者の事由による本事業への参加辞退は、原則不可であること。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 事故等が発生しないよう安全面に十分な配慮を行った上で実施すること。事故等が発生した場合は、速やかに東京都及び支援事業者並びに関係機関等へ報告するとともに、運営事業者の責任において原状回復や賠償等を行うこと。
- (4) 実施場所において、事業で使用する機器等が意図せず損壊される等の事態が発生した場合であっても、賠償はなされないこと。
- (5) 「2. (1) イ C2 区画内の配置イメージ」に示す、本事業実施エリアに隣接する「他用途で使用予定」エリアの事業者とも適宜連携・調整を図りながら事業を実施すること。
- (6) 事業期間中、東京都がCO2回収など脱炭素技術の研究開発、実証その他これらに関連する取組について、他の事業者との連携が必要であると認める場合には、東京都及び関係者との協議に応じるとともに、本事業の実施に支障のない範囲で必要な協力を行うこと。
- (7) 本事業を広くPRするため、事業実施期間中の画像・映像の撮影・公表等を行うなど、東京都に協力すること。
- (8) 事業の検証のための調査（アンケートやインタビュー等を含む。）に協力すること。
- (9) 事業で得られた情報や個人情報を除いたデータ等を必要に応じて東京都及び支援事業者に提供すること。なお、事業の成果に係るデータ等は、東京都の許可なく第三者への開示、第三者機関への転載、掲載をしないこと。
- (10) 採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施を保証するものではないこと。
- (11) 運営事業者は、東京都及び支援事業者と調整の上、事業計画書を作成し、当該計画に沿って事業を実施すること。なお、企画提案書に記載した内容を事業の基本方針として事業計画書を作成すること。運営事業者の都合により当初の内容から大幅な変更が生じた場合は、採択を取り消す可能性があること。
- (12) 運営事業者は、ファームの運営に当たり、「2. (1) エ 運営事業者の実施事項」に必要な範囲において、生製品の販売、イベント等の企画その他の名目で金銭を収受することができる。ただし、これらにより生じた収入は、ファームの維持管理、設備の充実、サービス向上、臨海副都心の賑わい創出等に使用するものとし、運営事業者の利益として分配してはならない。利益の取扱いについては、補助金交付要綱第19条を確認すること。
- (13) 事業実施期間中は、東京都及び支援事業者の求めに応じ、定例会議等により必要な進捗報告を行うこと。また、年度ごとに事業の成果報告書を作成し、東京都及び支援事業者に対し事業の成果に関する報告を実施すること。
- (14) その他、公募要領の記載事項に疑義が生じたとき又は公募要領に定めのない事項については、東京都と協議の上、決定するものとする。

7. 問合せ

事業全般、公募要領、提出書類等に関して質問がある場合は、質問票（様式1）を以下の提出先まで電子メールにより御連絡ください。

質問の受付期間は、2026年10月8日（木曜日）から2026年10月23日（金曜日）正午までとします。また、質問に対する回答は、2026年10月30日（金曜日）までを目途に、質問者全員に電子メールにて全質問及び回答を送付する予定です。

- ・ 提出先：PwC アドバイザリー合同会社
- ・ メールアドレス：jp_adv_urban_farming@pwc.com
- ・ 件名：【臨海副都心アーバンファーマリング事業】質問票：貴事業者名

質問票（様式1）については、東京都港湾局のホームページ（<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/rinkai/cn-/jigyoushakoubo>）からダウンロードできます。

なお、個別評価の詳細につきましては、回答いたしかねる旨御了承ください。

8. 支援事業者の企業情報

項目	内容
企 業 名	PwC アドバイザリー合同会社 (英文表記 PwC Advisory LLC)
代 表 者	代表執行役社長 鈴木 慎介
設 立	1999年6月（組織変更日2016年2月29日）
本 社 所 在 地	東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
事 業 内 容	PwC アドバイザリー合同会社は、PwC の日本におけるメンバーファームとして、世界136カ国のグローバルネットワークと緊密に連携し、税務、法務、コンサルティング、監査及びアシュアランスとの協働体制のもと、主にM&A、事業再生、インフラの3つの領域でサービスを提供しています。
U R L	https://www.pwc.com/jp/ja/about-us/member/deal-advisory.html
本事業の責任者	パートナー /インフラ都市開発部門 リーダー 片山 竜

なお、支援事業者が変更となった場合は、東京都から運営事業者に別途通知するものとする。

以上